

■認定歴史的風致維持向上計画の変更箇所一覧

資料4

市町村名:大津市

| 変更後ページ | 変更前ページ | 変更内容 | 変更理由 |
|---------|---------|---|-----------------------------|
| 2-1-6 | 2-1-6 | 【2-3園城寺(三井寺)と除夜の鐘(三井晩鐘)】 説明文の3行目「三銘鐘」を「三名鐘」に修正する。 | 記載内容の誤り。 |
| 2-1-7 | 2-1-7 | 【2-3-2.三井寺の鐘】 説明文の1行目「三銘鐘」を「三名鐘」に修正する。 | 記載内容の誤り。 |
| 2-2-5 | 2-2-5 | 【百間堤の維持管理】 写真(百間堤の維持管理の様子)を追加する。 | 計画書作成時に写真が入手できなかったため。 |
| 2-3-3 | 2-3-3 | 【海門山満月寺浮御堂(登録有形文化財(建造物) 昭和時代)】 表題の「浮御堂」を「海門山満月寺浮御堂」に修正する。 | 名称を統一するため。 |
| 2-8-9 | 2-8-9 | 【木村家住宅主屋(登録有形文化財(建造物) 明治時代)】 説明文の「江戸時代後期から」「まで」「江戸時代末期の」を削除する。 | 表題と説明文の時代の整合性を図るため。 |
| 2-10-6 | 2-10-6 | 【旧岡本家住宅主屋ほか(市指定有形文化財(建造物) 江戸時代)】 説明文の11行目:「未指定ではあるが、道に面した石垣や土塀、敷地内の庭園、石造物、礎石なども残り、(現在は、公人屋敷として、公人の生活ぶりを伝える…………)」を追加する。 | 説明を追加するため。 |
| 2-11-7 | 2-11-7 | 【中京町家主屋】の7行目:「持家」を「家持」に修正する。 | 記載内容の誤り。 |
| 2-11-7 | 2-11-7 | 【玉屋町家山蔵】表題及び1行目:「玉屋町家」の「町家」を削除する。 | 記載内容の誤り。 |
| 2-11-10 | 2-11-10 | 【北川家住宅主屋(登録有形文化財(建造物) 江戸時代)】 表題の「明治時代」を「江戸時代」に修正する。 | 表題と説明文の時代の整合性を図るため。 |
| 2-11-13 | 2-11-13 | 【表2-11-2】 2019年の日程表:「⑥山仕舞い」を「⑥山納め」に変更する。 | 行事の名称が様々あるなかで、より適切な名称とするため。 |
| 2-11-18 | 2-11-18 | 【⑥山仕舞い】を「山納め」に変更する。 4行目:「山納め」を「山仕舞い」に変更する。 | 行事の名称が様々あるなかで、より適切な名称とするため。 |
| 4-13 | 4-13 | 【図4-1-5 重点区域図(大津百町重点区域)】 「■川村家住宅」を追加する。「上京町会所」を「上京町家」、 「中京町会所」を「中京町家」、「玉屋町会所」を「玉屋町山蔵」、 「小川家住宅主屋」を「小川家住宅」に修正する。 | 記載内容の誤り。 |
| 5-2 | 5-2 | 【文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針】 5行目:「田上地域」を「上田地域」に修正する。 | 記載内容の誤り。 |
| 5-4 | 5-4 | 3行目:「令和5年度」 4行目:「歴史学1人」を追加、「建築2人、内兼務1人」に変更、 「埋蔵文化財1人」削除、「計13人」に変更する。 6行目:「会計年度任用職員で埋蔵文化財1人、学芸員1人の計4人」に変更する。 | 職員の増員による。 |
| 6-8 | 6-8 | 【7.大津市景観計画の改定】の事業手法を「景観改善推進事業」に変更する。事業期間を「令和6年度(2024年度)までに延長する。 | 事業内容の変更による。 |

| 変更後ページ | 変更前ページ | 変更内容 | 変更理由 |
|--------|--------|---|-------------------------|
| 6-9 | 6-9 | 【9.まちなみ修景整備への補助】の事業手法を「社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)」に修正する。 | 記載内容の誤り。 |
| 6-10 | 6-10 | 【10.道路の美装化】の事業手法を「社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)」に修正する。事業位置において、「大津百町重点区域」を追加する。事業概要において、「【市道中2524号線、市道中3315号線】歴史的まちなみや大津祭の曳山及び長等神社の参道と調和した修景舗装などによる空間整備を行う。」を追加する。事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由において、「大津祭に見る歴史的風致及び三井寺を中心とする歴史的風致」を追加する。 | 記載内容の誤り。および、事業内容の変更による。 |
| 6-19 | 6-19 | 事業手法を「令和9年度」に変更する。事業期間を「令和9年度(2027年度)」に変更する。イメージ図を削除する。 | 事業内容の変更による。 |
| 7-2 | 7-2 | 2「浮御堂」を「海門山満月寺浮御堂」に変更する。 | 名称を統一するため。 |
| 7-3 | 7-3 | 8「木村家住宅主屋」を「木村家住宅主屋、土蔵」に変更する。 | 対象を明確にするため。 |
| 7-3 | 7-3 | 10「豆信料亭棟」を「豆信料亭棟、蔵、門塀」に変更する。 | 対象を明確にするため。 |
| 7-4 | 7-4 | 12「玉屋町町家山蔵」を「玉屋町山蔵」に変更する。 | 記載内容の誤り。 |
| 7-4 | 7-4 | 13「桐畑家住宅主屋」を「桐畑家住宅主屋、離れ、土蔵」に変更する。 | 対象を明確にするため。 |
| 7-4 | 7-4 | 17「森本家住宅主屋」を「森本家住宅主屋、門塀」に変更する。 | 対象を明確にするため。 |
| 7-5 | 7-5 | 18「初田家住宅主屋」を「初田家住宅主屋、土蔵、塀」に変更する。 | 対象を明確にするため。 |
| 7-5 | 7-5 | 19「佐野家住宅主屋」を「佐野家住宅主屋、土蔵」に変更する。 | 対象を明確にするため。 |
| 7-5 | 7-5 | 21「小川家住宅主屋」を「小川家住宅主屋、土蔵」に変更する。 | 対象を明確にするため。 |
| 参-8 | 参-7 | 「書跡・典籍・古文書／比良庄絵図／室町／北比良財産管理会／北比良／R5.6.27」を追加する。 | 新指定のため。 |
| 参-8 | 参-8 | 「無形文化財／木工芸／—／宮本貞治／大物／R5.10.18」を追加する。 | 県指定から国指定となったため。 |
| 参-9 | 参-9 | 「絵画／紙本金地着色檜図〈海北友松筆六曲屏風〉／江戸／滋賀県／京町四丁目／R5.3.17」を追加する。 | 新指定のため。 |
| 参-10 | 参-10 | 「考古資料／真野古墳出土品／古墳／大津市／御陵町／R5.3.17」を追加する。 | 市指定から県指定となったため。 |
| 参-10 | 参-10 | 「無形文化財／木工芸／—／宮本貞治／大物／H16.4.16」を削除する。 | 県指定から国指定となったため。 |
| 参-10 | 参-10 | 「有形民俗文化財／北比良の石屋用具／—／滋賀県／京町四丁目／R5.3.17」を追加する。 | 新指定のため。 |
| 参-13 | 参-12 | 「考古資料／真野古墳出土品／古墳／大津市／御陵町／H19.2.15」を削除する。 | 市指定から県指定となったため。 |
| | | | |
| | | | |